

新自由主義政策としての「地域共生社会」と子どもの居場所

日本社会事業大学 内田 宏明

キーワード：地域共生社会、子どもの居場所、
新自由主義政策

「目的・視点」

本研究は、昨今の社会福祉法等改正で確定づけられた「地域共生社会づくり」政策の社会福祉政策史上での位置を明らかにしたうえで、その新自由主義的政策を批判し、新たな子どもの居場所づくりに向けた展望を明らかにすることを目的とする。

「方法」

社会福祉政策史上での位置を明らかにするために文献研究をおこなった。また、筆者がおこなった子どもの居場所に関する調査研究については、すでに公刊されているので、引用という形となっている。

「倫理的な配慮」

文献研究であるため、日本社会福祉学会研究倫理規定にのっとり、引用・参考文献に関する出典を明確に示した。

1 新たな社会福祉理念としての「地域共生社会」

新自由主義とは、「一般的には『小さな政府』『民営化』『規制緩和』『競争原理』といった事柄をキーワードとする政治経済の政策であり、資本の具体的対応としては『選択と集中』『アウトソーシング』といった利潤の追求が喧伝されるが、要するにこれは余剰価値の追求手段」であるとされる。

さて、「地域共生社会」であるが、2020年6月5日社会福祉法等改正案が国会で可決され、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」と地域福祉の推進理念がつけ加えら

れ、法的に「地域共生社会」の実現が目標とされた。理念として極めて崇高であり、「人格と個性を尊重し合いながら」の共生に対して、社会福祉の理念として反論の余地もないところであろう。しかしながら、この理念が実際の制度として、いかに展開されていくのかについては大きな疑問が生じるところである。実際に今回の社会福祉法等改正案はいわゆるまるめ法案として提出されていたのだが、抱き合わせで可決した法律群のなかには極めて問題のあるものが存在している。

例えば、社会福祉士および介護福祉士法の改正により介護福祉士の国家試験免除期間がさらに5年延長され、専門性を軽視して労働力を確保することが優先された。介護保険法改正により、有料老人ホームの設置等に係る届出事項が簡素化された。また、社会福祉法においても第125条で社会福祉連携推進法人が新設されるという事態となっている。つまりは、この法人は株式会社における持株会社のような機能（資金提供、従業員の確保等）を有することが認められており、ファンドや人材派遣業者が経営に参画し、社会福祉法人の系列化が進むことが予測される。まさに、従業員の安価な確保および金融市場の影響下に社会福祉法人自体を置くという、新自由主義政策の一環と捉えることができるのである。

さて、「まるめ法案」の性格に、新自由主義政策が色濃く出ているなかでの、地域共生社会づくりのための制度はいかなるものであろうか。

2 「地域共生社会」づくりのための制度

106条の4 2項において、「重層的支援体制整備事業」が定められ、高齢者・障害者虐待、介護保険法、障害者自立支援法、子ども子育て支援法、生活困窮者自立支援法の相談事業を、第106条の3 3項において、生活困窮者自立支援法における生活困窮者自立支援相談支援事業をおこなうも

のが「地域生活課題を解決するために、相互の有機的連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備」をすることとしている。

また一方で、第106条の3 2項においては、「地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備」をすることとしている。

つまりは、地域における公的な相談窓口を生活困窮者自立支援相談支援事業に一括させようとして、その相談を受ける主体を地域住民自身に担わせようとする、福祉相談窓口および相談専門職の大幅な「リストラ法案」と見て取ることもできるのである。

3 地域共生政策に位置づけられた子どもの居場所

厚生労働省社会援護局地域福祉課「令和2年度地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」に提出された資料によると、新規に創設する「参加支援事業」は、目的として①社会とのつながりを作るための支援を行う、②利用者のニーズを踏ま

えた丁寧なマッチング③本人の定着支援と受け入れ先の支援を行うとされており、支援対象者の具体的例として子が引きこもりの状態である世帯があげられている。また、豊田市におけるモデル事業の紹介資料では、子どもの貧困に対して子ども食堂を個別支援の観点（貧困の子を発見・見守り、子どもの食育、居場所）と、地域づくりの視点（地域住民の交流、運営する側も生きがい）の二側面から位置づけている。したがって、引きこもりの子どもや、家庭が貧困状態にある子どもは、住民の組織によって参加が促され、支援を計画的に提供されなければならない位置づけとなっており、そこに児童福祉法に位置づけられた子どもの意見表明権は示されていない。新自由主義政策は効果と効率が求められるので、モデルとしての数量実績のために子どもは共生を強制されていくであろう。

内田宏明らの調査によると、子ども食堂の機能として①交差点性②参画性③雑居性④支援性があげられている。支援については子どもが求める時に、子ども食堂への参加は子どもの自由意志であり、その場で何もいなくても存在が受け止められ、子ども食堂の運営に参画できることが大切であることが指摘されている。地域共生の社会政策の国家による住民組織という方向とは異なり、個の尊重と自由意志が基盤となっていることがわかる。